

改正

令和2年3月19日条例第2号

矢板市空家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等の適正な管理について市及び所有者等の責務を明らかにするとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、空家等が管理不全な状態になることを防止し、もって市民の安心で安全な生活の確保及び良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において掲げる用語の意義は、法の定めるところによる。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、空家等の適正な管理促進のために必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を実施するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(所有者等の責務)

第4条 空家等の所有者等は、空家等が特定空家等にならないよう適正に管理しなければならない。

(市民等の協力)

第5条 市民等は、第3条の規定による施策の策定及び実施に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、特定空家等と認めるに足りる事実があるときは、市に情報を提供するように努めるものとする。

(応急措置)

第6条 市長は、空家等の老朽化等による倒壊等により人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避するため、必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該空家等の所有者等から徴収することができる。

(矢板市空家等審議会)

第7条 この条例の適切な運用を図るため、矢板市空家等審議会を設置する。

(関係機関への要請)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する関係機関等に必要な措置を要請することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。